

総社市告示第130号

総社市建築物エネルギー消費性能適合性判定等実施要綱（平成29年総社市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（届出等に関する事項）</p> <p>第3条 法第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）及び法附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出並びに法第20条第2項及び法附則第3条第8項の規定による通知（以下「届出等」という。）に関し、施行規則第12条第1項（同規則第14条第1項において準用する場合を含む。）、第13条の2第3項及び第14条第3項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた場合にあつては、当該認証書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4、<u>等級5</u>、<u>等級6</u>又は<u>等級7</u>であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4、<u>等級5</u>又は<u>等級6</u>であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>（3）略</p> <p>2～4 略</p>	<p>（届出等に関する事項）</p> <p>第3条 法第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）及び法附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出並びに法第20条第2項及び法附則第3条第8項の規定による通知（以下「届出等」という。）に関し、施行規則第12条第1項（同規則第14条第1項において準用する場合を含む。）、第13条の2第3項及び第14条第3項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の交付を受けた場合にあつては、当該認証書（当該届出等に係る計画が一戸建ての住宅に係るものであつて、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4 <u>又は</u>等級5であることを証するものに限る。）の写し</p> <p>（3）略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。